

平成24年(ヨ)第262号・同第318号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2012年10月3日

大阪地方裁判所 第1民事部 合議係 御中

債権者ら代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

復代理人

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

頭書事件につき、証拠の説明をいたします。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	備考
甲132	経済産業省 発電用原子力設備 に関する技術基準 を定める省令の解 釈について	写 H23.10.7	原子力安 全・保安院	発電用原子力設備に関する記 述基準を定める省令第24条の 解釈。この中で、「緊急停止時の 制御棒の挿入時間は、設置許 可申請書添付書類八の仕様及 び添付書類十における運転時 の異常な過渡変化及び事故の 評価で設定した時間を満たして いること」	
甲133 の1	原子力安全委員会 地震・地震動評価 委員会及び施設健 全性評価委員会 第44回ワーキン グ・グループ2及び 第49回ワーキン グ・グループ3 合同開催 速記録	写 H21.12.18	原子力安全 委員会	甲133の2の資料において、前 記省令62号第24条の解釈をそ のまま載せて、それをもとに報告 議論している内容がこの議事録 41頁以下にある。	
甲133 の2	制御棒挿入性に係 る評価基準値に関 する補足説明資料	写 H21.12.18	北海道電力 ・四国電力 ・九州電力	制御棒の機能要求事項につい て、甲132の解釈をそのまま記 載して説明している	
甲134	大飯発電所 原子炉設置変更許 可申請書 (3、4号炉増設) 本文及び添付書類 (一～十) 昭和60年2月 (昭和61年2月一 部補正) のうち 添付書類八につい て8-3-65頁ま	写 S60.2.	関西電力	前記省令62号の解釈における 添付書類八の仕様というのは、 指針22に適合のための設計方 針(8-1-48頁)、及び指針24 にも基づく3.2.3反応度制御 設備の項目の中の、3.2.3. 2.設計方針(8-3-21頁)を 経て、第3.2.5表制御棒駆動 装置の設備仕様に集約されてい る仕様であって、この中に挿入 時間2.2秒が明記されている。	
甲135	耐震バックチェック の審議状況	写 平成22年 12月6日 現在	旧・原子力 安 全・保安院	耐震バックチェックの審議状況 を示しており、大飯3・4号は「安 全委員会で妥当であると評価」 されている。 ただし、最終報告はまだ審議さ れていないことがわかる。右側に 保安院による評価報告書が書か れている。 http://www.nsr.go.jp/archive/nisa/genshiryoku/doukou/taishin_backcheck.html	